



昭和二十七年三月二十八日 総議院会議録第二十六号 会議 松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案外一件

奏上した旨の通知書を受領した。

海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

資金運用部預託金利率の特例に関する法律

運輸委員会に付託

商船管理委員会の解散及び清算に関する法律案

漁船再保險特別会計法の一部を改正する法律

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林委員会に付託した。

急傾斜地帶農業振興臨時措置法案  
(坂本實君外四十六名提出)

船船運営会の船員の退職手当に関する法律を廃止する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律案

昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

失業保険法の一部を改正する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案

昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案

昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案

漁船損害補償法施行法案

所得税法の一部を改正する法律案

船船損害補償法施行法

物品税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案

捕獲審査所の検定の再審査に関する法律案

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案

同日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は即日これを衆議院に回付した。

一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案

法律案

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案

同日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は即日これを衆議院に回付した。

一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案

農林漁業資金金融通法の一部を改正する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案

農業改良助長法の一部を改正する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案

法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案

昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法

漁船再保險特別会計法の一部を改正する法律

船船運営会の船員の退職手当に関する法律

漁船再保險特別会計法の一部を改正する法律



第十五條を次のように改める。

第十五條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 農林大臣又は都道府県知事の

第三條第一項第一号から第四号までに掲げる命令に違反した者

二 第六條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

者

#### 附 則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なほ從前の例による。

3 植物防疫法（昭和二十六年法律第二百四十三号）の一部を次のよう改訂する。

第十七條第一項但書中「森林害虫」を「森林病害虫等」に改める。  
〔審査報告書は都合により第三十一号末尾に掲載〕

森林火災国営保険法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をこれに添付する。

昭和二十七年三月二十五日

衆議院議長 林 駿治

参議院議長 佐藤尚武

2 この法律の施行の際現に存する法律の一部を改正する法律案外一件

保険契約については、なお從前の例による。

森林火災国営保険法の一部を改正する法律

森林火災国営保険法（昭和十二年法律第二百五号）の一部を次のよう改正する。

第二條第二項、第十條第一項及び

第二十二條第三項中「勅令」を「政令」に改める。

○羽生三七君登壇、拍手

ます。

戦後松くい虫が異常に蔓延して森林

第三條 保険ノ目的タル森林ハ人工

ニ依リ生立セシメタル樹木ノ集団トス

第十三條及び第十四條を次のように改める。

第一條を次のよう改める。

削除

第二十一條 削除

第三條及第十四條 削除

第十一條 削除

森林組合連合会」を加え、同條第三項を削る。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

3 植物防疫法（昭和二十六年法律第二百四十三号）の一部を次のよう改訂する。

第十七條第一項但書中「森林害虫」を「森林病害虫等」に改める。  
〔審査報告書は都合により第三十一号末尾に掲載〕

森林火災国営保険法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をこれに添付する。

その一つは、林業種苗に対しても防除に必要な措置をなし得ること、第二は、防除の方法について新たに種苗の焼却及び薬剤による防除を加えること、第三は、防除の措置を行なつたことによつて生ずる損害を補償すること、第四は、森林病害虫の発生、蔓延予防に関する法律の一部を改正する法律に改正する。

第五は、都道府県知事又は市町村長に通報しなければならないものとすること、第六は、法律の題名を森林病害虫等防除法に改めること等の諸点であります。

法律案の提出理由の説明を聞き、政府委員から提案理由の説明を聞き、政府委員から法律施行後の状況、森林病害虫等のせん孔虫類の防除事業は着々その蔓延著しいものがあります。然るに効を奏しているのであります。然るにその後松くい虫以外の森林病害虫等の増加の傾向さえあるのであります。ところが現行法においては、松く虫等以外の森林病害虫の駆除予防は政令によつて一年限り行い得ることになります。美情に副わないのであります。而してこれに關連して次のような改正するのが本法律案提案の理由

あります。而してこれに關連して次

の内

容は、火災の危険の最も大きい林

業二十以下年の幼齡林に對して國営の保険を行うといふのであります。二年以上的壯齡林等については民営保

險に委ねるという趣旨であつたのであ

ります。然るに壯齡林の火災被害も年

年相当の面積に及ぶにかからず、民

営保険は期待するほどの發展を見てい

ないのが現状であり、昭和十二年の現

行法成立當時、国会においても、将来

この法律の適用を壯齡林にも拡大する

という附帯決議があつたのであります

ので、今回この林業の制限を廃止し

て、人工林を最に亘つて保険の目的とし得るよう改正せんとするのが本法律案提出の理由であります。その他この機会に若干の改正が加えられました

が、その一つは、損害填補の方法を比

例填補の方法に改めたこと、第二は、無事戻の制度を廃止したこと、第三

は、保険事務を森林組合及び森林組合連合会にも取扱わせることができます。

委員会におきましては、提案者から提案理由及び法律改正の要点について説明を聞き、政府との間に実施上の問題につき質疑を重ね、慎重審議を行な



る金額を物品価格調整引当金に組み入れて計理するものとす

る。

第二十二條を次のように改め

る。

(歳入歳出予算の区分)

第二十二條 この会計の歳入歳出

予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

第二十五條を次のように改め

る。

第二十五條 削除

第二十六條第一項中「同法第三

十四條第一項の規定に基いて大蔵大臣の承認を経た支田負担行会計

画の範囲内において、」を削る。

第二十八條第一項を次のように改める。

臣は、財政法第十四條の三に規定する繰越明許費については、

同法第四十三條第一項の規定にかかわらず、翌年度に繰り越し

て使用することができる。

第五章中第三十四条の次に次の

一條を加える。

(前渡資金の計理)

第三十四條の二 この会計におい

ては、会計法第十七條の規定に

より主任の職員に前渡した資金

については、当該職員が債権者

にその支拂をした時ににおいて支

出があつたものとして計理する

ものとする。

第四十二条中「並びに郵便切手

をもつて収納した電気通信料金に相当する金額からその郵便切手の取扱に要する経費を控除した額に相当する金額」を削る。

第二條 電気通信事業特別会計法(昭和二十四年法律第百十号)の一

部を次のように改正する。

第一條 電気通信事業特別会計法

(昭和二十四年法律第百十号)の一

部を次のように改正する。

第七條第二項中「減価償却引当

金」の下に「物品価格調整引当金」を加え、「三種」を「四種」に、「及び積立金」を「積立金及び固定資産評価積立金」に改める。

第七條第七項を同條第九項と

し、同項の前に次の二項を加える。

8 物品価格調整引当金は、第十

四條第三項及び第十四条の二第

二項の規定による物品価格調整

引当金の金額とする。

第七條第六項中「第十一條」を

「第十一條の二」に改め、同項を同

條第七項とし、同條第五項の次に

次の二項を加える。

6 固定資産評価積立金は、第十

一條の二第一項の規定による固

定資産評価積立金の金額とす

る。

第十一條を次のように改める。

第十一條 一般物価の変動に因り

固定資産の価額が著しく不適當

となつた場合には、電気通信大

臣の定めるところにより、その

価額を改定することができる。

2 前項の規定による固定資産の

価額の改定の基準については、

電気通信大臣が大蔵大臣に協議

して定める。

3 固定資産が滅失したとき、又

はこれを譲渡し、撤去し、若し

くは廃棄したときは、電気通信

大臣の定めるところにより、その価額を改定する。

2 前條第三項の規定により価額を改定し、又は削除する資産が償却資産であるときは、電気通信大臣の定めるところにより、当該資産に対する減価償却額を減価償却引当金から繰り戻すものとする。

2 前項の場合においては、繰り戻した作業資産の価額に相当する金額を物品価格調整引当金に組み入れて計理するものとする。

又は削除しなければならない。

第十一條の次に次の二條を加え

る。

(価額の改定等の場合の計理)

第十一條の二 固定資産を無償で

取得した場合においては、当該

固定資産の見積価額に相当する

金額を固定資産評価積立金に組み入れ、前條第一項の規定によ

り固定資産の価額を改定した場

合においては、その増加した額に相

当する金額を固定資産評価積立

金から減額して計理するものと

したときはその減少した額に相

当する金額を固定資産評価積立

金から減額して計理するものと

する。

2 前條第三項の規定により価額

を改定し、又は削除する資産が

償却資産であるときは、電気通

信大臣の定めるところにより、

当該資産に対する減価償却額を減価

引当金から繰り戻す

ものとする。

2 前項の場合においては、繰り

戻した作業資産の価額に相当する

金額を物品価格調整引当金に組み入れて計理するものとする。

で定める計理上の必要がある場合においては、電気通信大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

前項の規定により作業資産の

価額を改定した場合において、

その価額が増加したときは、そ

の増加した額に相当する金額を

物品価格調整引当金に組み入

れ、その価額が減少したときは、

その減少した額に相当する金額を物品価格調整引当金から

減額して計理するものとする。

第十四條の次に次の二條を加え

る。

(資産外物品の作業資産への繰

戻)

第十四條の二 この会計におい

て、事業の用に供した作業資産

で不要となつたものがあるとき

は、これを作業資産に繰り戻す

ことができる。

2 前項の場合においては、繰り

戻した作業資産の価額に相当する

金額を物品価格調整引当金に組み入れて計理するものとする。

第二十二條を次のように改め

る。

(歳入歳出予算の区分)

第二十二條 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項目に区分する。

第二十五條を次のように改め

第二十五條を次のように改め

(附則)

1 この法律は、昭和二十七年四月

一日から施行する。但し、第一條

第十二条第一項中「同法第三

十四條第一項の規定に基いて大蔵

大臣の承認を経た支出負担行為計

画の範囲内において、」を削る。

第二十八條第一項を次のように改める。

第二十九條第一項を次のように改める。

この会計においては、電気通

信大臣は、財政法第十四條の

三に規定する繰越明許費につい

ては、同法第四十三條第一項の規

定にかかわらず、翌年度に繰り越して使用することができ

る。

第五章中第三十三條の次に次の

(前渡資金の計理)

第三十三條の二 この会計におい

ては、会計法第十七條の規定により改正前の財政法第二十五條の規定により繰越について国会の承認を経た昭和二十六年度の歳出予算の経出があつたものとして計理するものとする。

3 財政法、会計法等の財政関係法

律の一部を改正する等の法律(昭

和二十七年法律第四号)による改

正前の財政法第二十五條の規定に

より繰越について国会の承認を経た昭和二十六年度の歳出予算の経

費で改正前の郵政事業特別会計法

第二十八條第一項又は改正前の電

気通信事業特別会計法第二十八條

第一項の規定により繰り越された

ものは、それぞれ、改正後の郵政

事業特別会計法第二十八條第一項

又は改正後の電気通信事業特別会

計法第二十八條第一項の規定によ

り繰り越されたものとみなす。

○平沼彌太郎君登壇、拍手

〔平沼彌太郎君登壇、拍手〕

○平沼彌太郎君 登壇、拍手

郵政事業特別会計法及び電気通信事業

特別会計法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

改正しようとする第一点は、郵政事

業特別会計及び電気通信事業特別会

に所属する固定資産について評価替え

できることとし、固定資産評価積立金勘定を設けて計理しようとすること

あり、第二点は、両特別会計所屬の作

業資産について、政令で定める計理上

の必要がある場合、価額の改定ができる

ことと、又事業の用に供した後不要と

なつたものは再び作業資産に繰戻すこ

とができる」ととし、これらについて

物価調整引当金勘定を設けて計

理しようとすることとあります。その

ほか財政法及び会計法の改正に伴う所

要の改正をなし、前渡金計理の特例を

設ける等、両特別会計の経理の合理化

を図ろうとするものであります。

本案は、質疑の後討論に入りました

ところ、菊川委員より、今回の法律及

び規則等の改正に当つては、再び汚職

事件を起さぬよう、又電気通信会社、

国際通信会社等の設立が伝えられて

るが、不祥事件は絶対に発生せしめぬ

よう十分に善処されることを強く要望

して本案に賛成するとの意見が述べら

れ、採決の結果、全会一致を以て可決

すべきものと決定いたしました次第であります。

します。本案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 過半数と認め

ます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日程第四、国

際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律案(内閣提出、

○副議長(三木治朗君) を議題といたします。先

づ委員長の報告を求めます。経済安定

委員会理事郡祐一君。

〔審査報告書は都合により第三十

二号末尾に掲載〕

○副議長(三木治朗君) 別に御發言も

なければ、これより本案の採決をいた

昭和二十七年三月二十五日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律案

整に関する臨時措置に関する法律案

### 国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律案

(目的)

第一條 この法律は、国際的に供給

が不足する物資等の需給を調整す

ることにより、国民経済の健全な

発展を図るとともに、国際経済の

円滑な運行に寄與することを目的

とする。

(需給調整)

第二條 主務大臣は、左に掲げる物

資の需給を調整するため特に必要

があるときは、経済安定本部総裁

が定める方策に基き、その物資の

割当若しくは配給に関し必要な命

令をし、又はその使用、譲渡若し

くは譲受若しくは引渡の制限若し

くは禁止を命ずることができる。

但し、その割当又は配給に関し必

要命令を下ることができる物資

は、別表に掲げるものに限るもの

とする。

一 國際的に供給が不足するため

條約、協定その他の国際的取極

により、割当、使用の制限又は

禁止その他の国際的取極

に対する措置がなされている物資

二 国民経済の運行を確保するた

めその輸入が特に必要な物資で

あつて、国際的に供給が不足す

るためその輸出国において輸出

の制限を行つているもの

三 国内において供給が特に不足

する物資であつて、その需給の

調整を行わぬときは、国民経

済の正常な運行に著しい支障を

生じ、公共の利益を害するおそ

れがあるもの

4 主務大臣は、前項各号に掲げる物

資の需給を調整するため特に必要

があるときは、経済安定本部総裁

が定める方策に基き、その物資の

割当若しくは配給に関し必要な命

令をし、又はその使用、譲渡若し

くは譲受若しくは引渡の制限若し

くは禁止を命ずることができる。

但し、その割当又は配給に関し必

要命令を下ができる物資

を得て、その物資を所有する者に

対し、譲渡の時期、価格、相手方

その他必要な事項を指定して物資

の譲渡を命ずることができる。

3 前項の規定により主務大臣が指

定する価格は、時価を基準とする

適正なものでなければならない。

4 政府は、政令で定めるところに

より、第二項の規定による命令に

より生じた損失を補償する。

5 第二項の規定による命令をする

場合における担保権の処理その他

必要な事項は、政令で定める。

6 第一項の規定若しくは同項の規

定に基く主務大臣の命令又は第二

項の規定による处分に不服がある

者は、経済安定本部総裁に対し、

不服の申立をすることができる。

7 経済安定本部総裁は、前項の不服の申立があつたときは、その申

立をした者に対し、相当な期間を

置いて予告をした上、公開による

不服の申立があつたときは、その申

立をした者に対し、相当な期間を

置いて予告をした後、文書をもつて決定

をし、その写を不服の申立をした

者に送付しなければならない。

8 不服の申立、予告、聽聞及び決

定の手続について必要な事項は、

政令で定める。

(物資需給調整審議会)

第三條 経済安定本部に、物資需給

調整審議会(以下「審議会」とい

う。)を置く。

第四條 審議会は、経済安定本部總

裁の諮問に応じ、経済安定本部總

裁が第二條第一項各号に掲げる物

資の需給の調整に関し定める方策

に關して審議し、その結果を經濟

安定本部總裁に報告する。

第五條 審議会は、特に必要があるとき

は、前項に規定する事項に関し

て、經濟安定本部總裁に建議する

ことができる。

第六條 主務大臣は、

会員十五人以内で組織する。

2 会長は、經濟安定本部總務長官

をもつて充てる。

3 委員は、学識経験がある者のうちから、經濟安定本部總務長官任命する。

2 前項の規定により、立入検査を

する職員は、その身分を示す証票

を携帯し、関係人に呈示しなけれ

ばならない。

5 前各項に定めるものの外、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(報告及び検査)

第六條 主務大臣は、第二條の規定の適用に關して、左に掲げる事項につき、関係者から報告を取ることができる。この場合において、報告がなされず、又は報告が虚偽と認められるときは、主務大臣は、その職員に事務所、營業所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

四四〇



定ムル方策ニ基キ」を加える。

8 昭和二十二年法律第五十四号私

的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する

十八号) の一部を次のように改正する。

第一條第七号を次のように改め

七  
削除

9 輸出品取締法（昭和二十三年法）

第十五條を次のように改める。

10 事業者団体法（昭和二十三年法）

第六條第一項第六号及び第七号を次のように改める。

六及ひ七 削除

## 一 ニッケル及びニッケル含有物

（故及びくすを含む。）

(故及びくすを含む。)

三 タングステン及びタングステン含有物(故及びびくすを含む。) 四 モリブデン及びモリブデン含有物(故及びびくすを含む。)

五 白金及び白金含有物(故及びびくすを含む。)

〔都祐一君登壇、拍手〕

○都祐一君 只今上程せられました国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時指揮に関する法律案の経済安定委員会における審議の経過及び結果を御報告申上げます。

本法案の内容は、国民経済の健全な発展を図ると共に、国際経済の円滑な運行に寄與することを目的として、第一、国際的に供給が不足するため條約、協定その他の国際的取扱により、割当、使用の制限又は禁止その他の需給調整措置がなされている物資、第二、国民経済の運行を確保するための輸入が特に必要なる物資であつて、国際的に供給が不足するため、その輸出において輸出の制限を行なつてゐるの。第三、国内において供給が特に不足する物資であつて、その需給調整を行わないときは、国民経済の正常な運

行に著しい支障を生じ、公共の利益を害する虞れがあるもの。」の三種類の方法として、その需給調整を行おうとするものであります。但し割当又は配給を命ずることのできる物資は、この法律の別表に明示したものに限つております。その他これらの方策に関連して、不服申立、報告及び検査、権限の委任、罰則等を規定し、又物資の需給調整に関する方策を審議する物資需給調整審議会の設置を定めています。なお現行の物資統制の根拠法規である臨時物資需給調整法が本年四月一日にその効力を失いますので、同法の規定により、現在統制される石油類、砂糖、外國自動車等の統制を経過的措置として六月三十一日まで続けることをも併せ規定しているのであります。

本法案の政府の提案理由は、終戦後の物資需給が極めて逼迫していた昭和十四年の

二十一年に臨時物資需給調整法が制定され、重要物資の需給を調整し、産業の回復を図つて来たが、その後物資の大半の割当配給統制を撤廃して來た。然るに朝鮮動乱の勃発に伴う国際情勢の緊迫化と、海外諸国の軍備の強化に伴い、重要物資の国際的需給の逼迫を招いたので、これに対処するため本法を制定して、國際割当物資及び輸出統制物資等の一部及び特別の場合の国内供給の特に不足する物資の需給調整を図り、以て国民経済の健全な発展を図ると共に、国際経済の円滑な運行に寄與しようとするものである。なお臨時物資需給調整法は主務大臣の命令に委任する範囲が極めて広いが、このような広汎な権限はすでに必要がないので、本年四月一日限り失効させるという趣旨でありました。

本法案につきましては、通商産業委員会との連合委員会を開き、又数次にわられたのであります。が、これらの審議における主なる質疑応答について申上げます。

（一）第一、現行物調法の代案としての意味と、国際的要因に基づく供給不足思われるがどうか。第二、国内的な需給調整手段のみで、輸出入に関する措置を含まない本法によって、結果的に国際経済の運行に寄與するためには施行後の運用方針はどうするか。第三、国民経済の正常な運行に著しい支障を生じ、公共の利益を害する虞れのある場合にのみ需給調整措置の発動されるいわゆる第三号物資を具体的に例示せよ。第四、駐留軍、予備隊の需要或いは電源開発等、政策的に物資の優先確保を必要とするとき本法を適用するか。これらの質問に対しまして、周東經濟安定本部総務長官を初め、各政府委員のこれに対する答弁は次のとおりました。第一及び第二に対しましては、国内経済の発展を図ることが第一義であつて、国際経済への寄與は間接的なものである。運用に當つては十分留意する。又モリブデン、硫黄のことときは、別途できるだけ生産増強を

図つて語給調整にまで至らないようだ

須藤五郎君登壇、拍手

まして、私は歎然たらざるを得なかつ

不定物質、即ちニッケル、コバルト、タ

ては、アメリカの一万一千トンを第

して行きたい。第三に対しましては、

○須藤五郎君 私は日本共産党を代表

たのであります。〔「反國際的だ」と既

ソグステソ、モリブテソ、白金は、政

として、ソ連においては僅か五百ト

いわゆる第二号物資は緊急異常などと並んでのみ需給調整を行うので、例えば昨秋のことき異常渦水による電力不足に対する対応として、火力用炭を電力会社へ譲渡せしめる場合のことである。これ以外の場合は、

いたしまして、只今上程されましたが國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時指揮に関する法律案に対し、簡単に反対の意見を述べたいと思うのであります。

云々の字句も、国民の一小部分を指していると判断せざるを得なくなり。これらは前段の国民经济法  
者あり) これでは前段の国民经济法

府のいわゆる国際的には供給不足の物資である。併し我々の言う国際的には決して不足してはおらないのであります。タングステンは中国へ行けば幾らでもある。一九四八年の生産高を見ます

に過ぎなかつたものが、二年後の一九五〇年には三千四百トンを生産し、アメリカに次ぐ生産国となり、その躍進には世界資源年鑑一九五二年版驚くところであります。ニッケルにして

(号外)

七

し割当配給の際、予備隊用、電源開発用等として発券割当を行うことはあり得る。又駐留軍については行政協定による合同委員会の協議によつて国民经济に支障のないよう、時期的、数量的に調整していくから差支えないと、その他の質疑応答は速記録に譲りまして、かくて討論に入りましたところ、須藤委員より反対、小瀧委員より賛成の意見が述べられ、採決の結果、多數を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申上げます。

が、（その通り）と呼ぶ者あり）吉田内閣、自由党諸君の國體的といふ言葉は、地球の半分しか意味しないことを責めある安本長官の口から聞くに及び

り不自由な生活をやめようとするのである。君たちこそ国際的第3と混乱を図り、人類の幸福なる発展を阻害するものではないか。ここに挙げられている

(その通り)と呼ぶ者あり、拍手)モジモジ  
ブデンにおきまして同じことが言え  
ると思います。一九四八年におきまー

帶と景気の逆転が起つておるのであります。従つて重要原料の過剰傾向がつておる今日、本法案を提出するに

昭和二十七年三月二十八日 参議院会議録第一六六号

は、政府の頭がこの世界情勢と大きな  
ズレがある証拠であります。この点委  
員会におきまして、安本長官に質しま  
したところ、法案を作つてもその必要  
がなければ発動しないだけとの答え  
であります。今日必要なない法案を  
何を好んで作る必要があるのか。何の  
ために準備をしなければならないの  
か。これこそ戦争準備の法案だと断せ  
ざるを得ない点であります。(その通  
り」と呼ぶ者あり)即ち世界中の国々と  
平和的交際もなし得ず、肩身の狭い思  
いをして、いわゆる國際的仲間入りを  
させてもらい、紐付の輸入を許可して  
もらひ、その命するままで直接、間接  
軍需物資を生産し、ドル蘭の再軍備に  
一路奉仕せんとするのがこの法案の  
狙いであります。そのためには第二條  
第二項及び第六條によつて、必要時に  
は強権發動によつて私有物をさえ強奪え  
ようという、曾つて東條たちがなし  
たと同様のことを繰返さんとし、違  
反者に対しては十年以下の懲役又は  
百万円以下の罰金を以て臨まんとする  
がこときは、我々の断じて承認す  
ることのできない点であります。曾つ  
て鶴鳴流花が兄藤峰に贈つた歌に、「白

い雲黒い雲、雲は雲でもわしや白雲  
よ、思う気ままに空を飛ぶ」というの  
があります。吉田總理初め自由黨の諸  
君、いつまでもトルに拘束されていな  
いで、党名に恥じざるよう白雲のよ  
に自由に飛び廻つてはどうでしょ  
か。諸君のいわゆる國際的には硝煙が  
漂よつてゐるのに對し、もう一つの世  
界には平和の花が咲き乱れでいるので  
あります。(笑声)どうだね、自由黨の  
諸君。(笑声、「自由党賛成討論をやり  
なさい」と呼ぶ者あり、拍手)  
○副議長(三木治朗君) これにて討論  
の通告の發言は終了いたしました。討  
論は終局したものと認めます。

本日委員長から左の報告書を提出し  
た。  
船員保険法の一部を改正する法律案  
可決報告書

船員保険法の一部を改正する法律 案 律 十三号)の一部を次のように改正す る。	第四條第一項を次のように改め る。					
	標準報酬ハ被保険者ノ報酬月額ニ 基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム			標準報酬ノ等級		
	標 準 報 酬 月 額	標 準 報 酬 日 額	報 酬 月 額	報 酬 月 額	報 酬 月 額	報 酬 月 額
第一級	四〇〇〇円	一〇〇円	四〇〇円未満			
第二級	三〇〇〇円	九〇円	三〇〇円以上四七〇円未満			
第三級	二〇〇〇円	七〇円	二七〇円以上三五〇円未満			
第四級	一六〇〇円	五〇円	一五〇円以上二五〇円未満			
第五級	一四〇〇円	四〇円	一三〇円以上二三〇円未満			
第六級	一〇〇〇円	三〇円	一〇〇円以上一七〇円未満			
第七級	八〇〇円	二〇円	八〇円以上一五〇円未満			
第八級	六〇〇円	一五円	六〇円以上一〇〇円未満			
第九級	四〇〇円	一〇円	四〇円以上一〇〇円未満			
第一〇級	三〇〇円	八円	三〇円以上五〇円未満			
第一級	二六〇〇円	六円	二六〇円以上四〇〇円未満			
第一二級	二〇〇〇円	五円	二〇〇円以上三〇〇円未満			
第一三級	一〇〇〇円	二円	一〇〇円以上一七〇円未満			
第一四級	九〇〇〇円	二・五円	九〇〇円以上一七〇〇円未満			
第一五級	七〇〇〇円	二円	七〇〇円以上一五〇〇円未満			
第一六級	六〇〇〇円	一・五円	六〇〇円以上一三〇〇円未満			
第一七級	五〇〇〇円	一円	五〇〇円以上一〇〇〇円未満			
第一八級	三〇〇〇円	一円	三〇〇円以上一〇〇〇円未満			

ル被保険者が職務外ノ事由ニ因リ死亡シ又ハ被保険者タリシ期間六月以上十五年未満ナル女子タル被保険者ガ」に改める。

第三十三條ノ九第一項中「三百円」を「二三百七十円」に改める。

左ニ掲タル漁船以外ノ漁船ニ  
乗組ム為使用セラルトキ相シ  
一年ヲ通ジ船員トシテ船舶所有  
者ニ使用セラルベキ場合ヲ除ク

第三十二條ノ三第一項第三号本文を次のように改める。

第一九級	五百萬未滿	五百萬以上	五百萬以上	五百萬以上
第一〇級	五百萬未滿	五百萬以上	五百萬以上	五百萬以上
第一一級	五百萬未滿	五百萬以上	五百萬以上	五百萬以上

## 資格のある者の標準報酬について

〔梅津錦一君登壇、拍手〕

○梅津錦一君　只今議題となりました  
船員保険法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先づこの法律案の提案理由並びに改正の要点につきまして簡単に御説明申上げます。

今回の改正の主眼とするところは、最近の船員保険運営の実績に鑑しまして、船員保険制度の合理化並びに船員保険財政の健全化を図らんとするものであります。その改正の要点は、第一に標準報酬についてであります。が、船員保険における標準報酬が、従来最低が三千五百円、最高が二万四千円となつておりますのを、最近における船員給與の実態に即応せしめると共に、適正な保険給付と保険経済の健全化を図るために、最低の三千五百円を四千円に引上げて、これを第一級とし、最高の二万四千円を三万六千円に引上げて、これを第二十一級とし、従来の十九級の区分を二十一級に区分するよ

季節的に雇用される者は、一般的の海上労務者と異なり、離職いたしましても、実態上失業の状態にあるとは考えられませんので、これらの船員につきましては失業保険の適用はいたさないことにいたしているのであります。第三に、現在失業保険金の支給日額の最高額を三百円としているのであります。が、これを陸上の失業保険法と同調せしめて三百七十円まで引上げることにいたしてあるほか、若干の條文の整備を行わんとするものであります。

厚生委員会におきましては、政府当局から提案理由並びに法案の内容につきまして詳細なる説明を聽取いたしまして後、慎重審議をいたし、委員より、最近における船員の給與の実態、船員関係失業保険金給付状況、標準報酬の引上後の收支の見込等々につきまして、熱心に質問いたしましたのに対しまして、それへ答弁がありました。が、その詳細は速記録によりまして御承知願いたいと存じます。かくて質疑を打切り、今回の改正は妥当たる措置と認めまして、討論省略の上採決いた

しましたところ、全会一致を以て政府原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなれば、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

大会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。  
本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十九分散会

○本日の会議に付した事件

一、日程第一 松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第二 森林火災賠償保険法

一、日程第三 郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案

官 告 (号外)		出席者は左の通り。	
議員	副議長 三木 治朗君	議員	副議長 三木 治朗君
中山 福蔵君	早川 優一君	中山 福蔵君	早川 優一君
野田 俊作君	徳川 宗敬君	野田 俊作君	徳川 宗敬君
伊達源一郎君	館 哲二君	伊達源一郎君	館 哲二君
竹下 豊次君	高橋 道男君	竹下 豊次君	高橋 道男君
高木 正夫君	杉山 昌作君	高木 正夫君	杉山 昌作君
新谷寅三郎君	島村 軍次君	新谷寅三郎君	島村 軍次君
西郷吉之助君	小宮山常吉君	西郷吉之助君	小宮山常吉君
鶴見 義男君	木下 長雄君	鶴見 義男君	木下 長雄君
河井 繁八君	加賀 操君	河井 繁八君	加賀 操君
岡本 愛祐君	小野 哲君	岡本 愛祐君	小野 哲君
飯島連太郎君	白波瀬米吉君	飯島連太郎君	白波瀬米吉君
青山 正一君	岩沢 忠恭君	青山 正一君	岩沢 忠恭君
玉柳 寧君	大隈 信幸君	玉柳 寧君	大隈 信幸君
山川 良二君	森 八三一君	山川 良二君	森 八三一君
木内キヤウ君	横尾 龍君	木内キヤウ君	横尾 龍君
黒川 武雄君	鈴木 強平君	黒川 武雄君	鈴木 強平君
境野 清雄君	西田 隆男君	境野 清雄君	西田 隆男君
大隈 信幸君	稻垣平太郎君	大隈 信幸君	稻垣平太郎君
政務次官 福田 勲泰君	野原 正勝君	政務次官 福田 勲泰君	野原 正勝君
経済次官 福田 勲泰君	片岡 文重君	経済次官 福田 勲泰君	片岡 文重君
政府委員	下條 茂兵君	政府委員	下條 茂兵君
農林政務次官 野原 正勝君	小泉 秀吉君	農林政務次官 野原 正勝君	小泉 秀吉君
経済次官 福田 勲泰君	原 虎一君	経済次官 福田 勲泰君	原 虎一君
宅確保の緊急措置である住宅緊急措置令及び同法に基く住宅緊急措置損失補償委員会官制を廃止する	最近、わが国の住宅事情が、終戦直後に比しかなり緩和している実情に鑑み、本法により、戦後住宅緊急措置令等の廃止に関する	最近、わが国の住宅事情が、終戦直後に比しかなり緩和している実情に鑑み、本法により、戦後住宅緊急措置令等の廃止に関する	最近、わが国の住宅事情が、終戦直後に比しかなり緩和している実情に鑑み、本法により、戦後住宅緊急措置令等の廃止に関する

一、日程第四 国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律案

一、船員保険法の一部を改正する法律案

一、船員保険法の一部を改正する法律案

古池 信三君	石川 栄一君	山崎 恒君	深川栄左エ門君
木村 守江君	西山 龍七君	岩木 哲夫君	岩男 仁蔵君
大谷 麟潤君	一松 政二君	菊川 孝夫君	小笠原二三男君
草葉 隆圓君	徳川 賴貞君	椿 繁夫君	木下 淑吉君
深水 六郎君	加納 金助君	須藤 五郎君	兼岩 傳一君
黒田 英雄君	中川 以良君	千葉 信君	鈴木 清一君
川村 松助君	宮城タマヨ君	上條 愛一君	千田 正君
宮田 嘉文君	田方 進君	東 隆君	田中 一君
秋山俊一郎君	長谷山行毅君	山田 篤男君	矢嶋 三義君
高橋進太郎君	愛知 横一君	村尾 重雄君	永井純一郎君
平沼彌太郎君	有馬 英二君	吉川末次郎君	カニエ邦彦君
菊田 七平君	溝淵 春次君	池田七郎兵衛君	佐々木良作君
國 伊能君	滝井治三郎君	小林 亦治君	相馬 助治君
駒井 藤平君	林屋龜次郎君	小松 正雄君	棚橋 小虎君
白波瀬米吉君	岩沢 忠恭君	下條 茂兵君	棚橋 小虎君
鈴木 強平君	西田 隆男君	小泉 秀吉君	原 虎一君
境野 清雄君	稻垣平太郎君	片岡 文重君	小川 久義
大隈 信幸君	門田 定藏君	政府委員	要領書
政務次官 福田 勲泰君	野原 正勝君	農林政務次官 野原 正勝君	名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月六日  
参議院議長佐藤尚武殿  
建設委員長廣瀬與兵衛  
多數意見署名

赤木 正雄 石川 栄一  
深水 六郎 東 隆

楠瀬 常蔵 前田 積

須藤 五郎

千葉 信君

鈴木 清一

上條 愛一

千田 正君

東 隆

山田 篤男君

矢嶋 三義君

吉川末次郎君

カニエ邦彦君

佐々木良作君

小川 久義

片岡 文重君

政府委員

要領書

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月六日

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員長廣瀬與兵衛

多數意見署名

赤木 正雄 石川 栄一

深水 六郎 東 隆

楠瀬 常蔵 前田 積

須藤 五郎

千葉 信君

鈴木 清一

上條 愛一

千田 正君

東 隆

山田 篤男君

矢嶋 三義君

吉川末次郎君

カニエ邦彦君

佐々木良作君

小川 久義

片岡 文重君

政府委員

要領書

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月六日

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員長廣瀬與兵衛

多數意見署名

赤木 正雄 石川 栄一

深水 六郎 東 隆

楠瀬 常蔵 前田 積

須藤 五郎

千葉 信君

鈴木 清一

上條 愛一

千田 正君

東 隆

山田 篤男君

矢嶋 三義君

吉川末次郎君

カニエ邦彦君

佐々木良作君

小川 久義

片岡 文重君

政府委員

要領書

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月六日

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員長廣瀬與兵衛

多數意見署名

赤木 正雄 石川 栄一

深水 六郎 東 隆

楠瀬 常蔵 前田 積

須藤 五郎

千葉 信君

鈴木 清一

上條 愛一

千田 正君

東 隆

山田 篤男君

矢嶋 三義君

吉川末次郎君

カニエ邦彦君

佐々木良作君

小川 久義

片岡 文重君

政府委員

要領書

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月六日

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員長廣瀬與兵衛

多數意見署名

赤木 正雄 石川 栄一

深水 六郎 東 隆

楠瀬 常蔵 前田 積

須藤 五郎

千葉 信君

鈴木 清一

上條 愛一

千田 正君

東 隆

山田 篤男君

矢嶋 三義君

吉川末次郎君

カニエ邦彦君

佐々木良作君

小川 久義

片岡 文重君

政府委員

要領書

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月六日

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員長廣瀬與兵衛

多數意見署名

赤木 正雄 石川 栄一

深水 六郎 東 隆

楠瀬 常蔵 前田 積

須藤 五郎

千葉 信君

鈴木 清一

上條 愛一

千田 正君

東 隆

山田 篤男君

矢嶋 三義君

吉川末次郎君

カニエ邦彦君

佐々木良作君

小川 久義

片岡 文重君

政府委員

要領書

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月六日

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員長廣瀬與兵衛

多數意見署名

赤木 正雄 石川 栄一

深水 六郎 東 隆

楠瀬 常蔵 前田 積

須藤 五郎

千葉 信君

鈴木 清一

上條 愛一

千田 正君

東 隆

山田 篤男君

矢嶋 三義君

吉川末次郎君

カニエ邦彦君

佐々木良作君

小川 久義

片岡 文重君

政府委員

要領書

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月六日

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員長廣瀬與兵衛

多數意見署名

赤木 正雄 石川 栄一

深水 六郎 東 隆

楠瀬 常蔵 前田 積

須藤 五郎

千葉 信君

に建物の原状回復が補償され、入居者に対しては、必要ある場合公営住宅に優先入居する資格が與えられる等、従来の紛争を解決し民心を安定せしめる利益がある。

### 三、費用

本法の施行により、建物を所有者に返還し且つ原状回復せしめるための経費について、その一部を補助する必要があるが、これに要する費用として昭和二十七年度建設省住宅局所管の予算要求額中に五百五十二万二千円が計上されている。

〔葉たばこ収納代金に関する請願  
外十五件及び奥市に国民金融公庫  
支所設置の陳情外四件の審査報告  
書は都合により附録に掲載〕

## 官報(号外)

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

定価一部十円  
(送別実費)  
發行所

東京都新宿区市谷本町一五  
電話九段四三七一  
印司  
監理  
九〇〇〇官報社